

<報告事項>

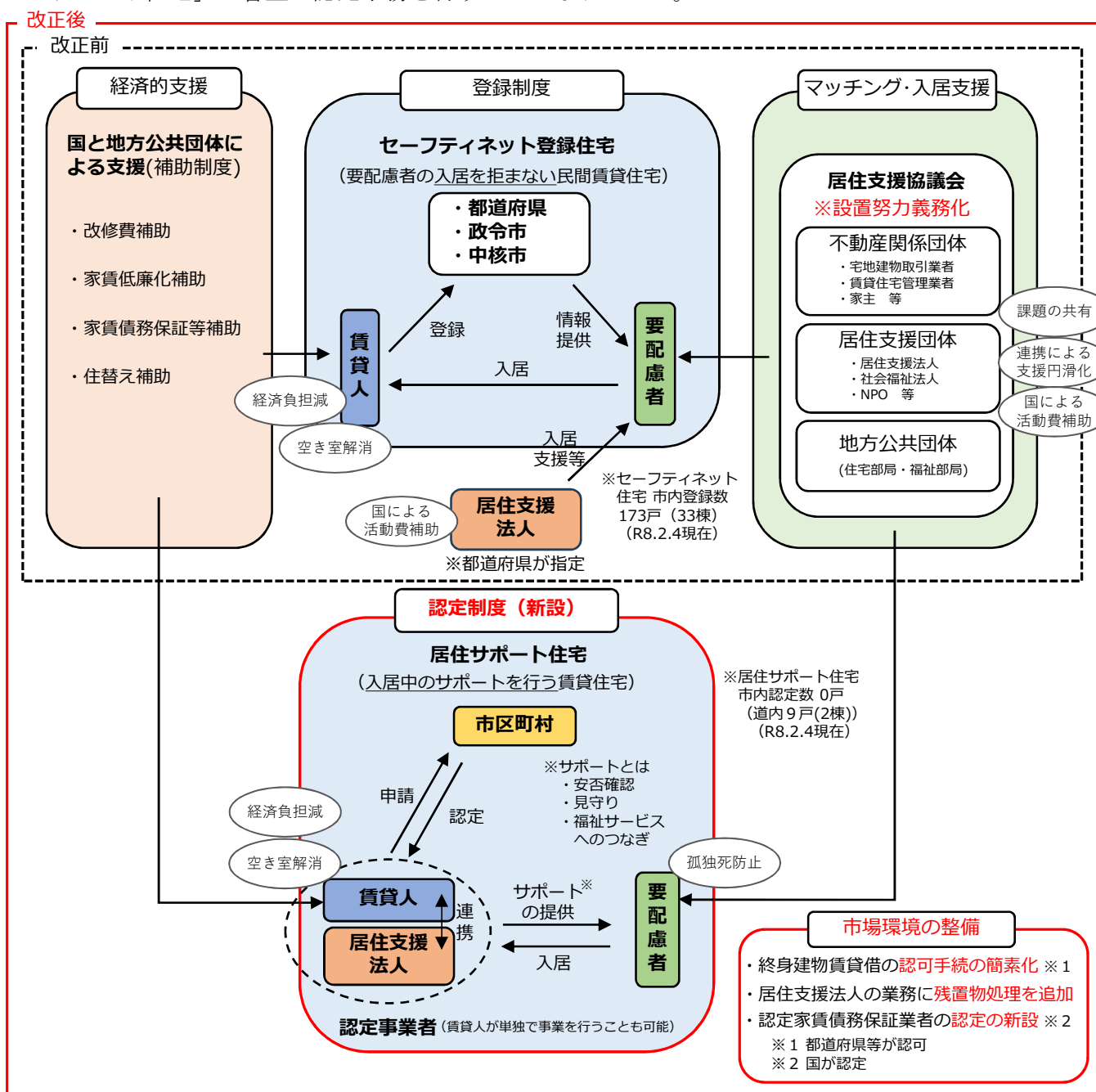
2 住宅セーフティネット法の改正について（情報提供）

1. これまでの住宅セーフティネット法

住宅セーフティネット法は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的に、平成19年に制定されました。その後、住宅確保要配慮者の増加、公営住宅の管理戸数の減少、空き家・空き室の増加等を背景に、平成29年に「セーフティネット登録住宅」制度等が創設されています。

2. 改正後の住宅セーフティネット法

単身高齢者等の賃貸住宅への入居ニーズの増加、単身高齢者等に対する大家の拒否感の増大、居住支援法人の増加等を背景に、「居住サポート住宅」認定制度の新設など、支援制度を拡充する改正を行い、令和7年10月1日に施行されました。この改正により、本市においても「居住サポート住宅」の審査・認定事務を行うこととなりました。



注) 住宅確保要配慮者：低所得者、高齢者、障害者、ひとり親世帯等

居住支援法人：要配慮者への家賃債務保証、情報提供・相談、生活支援を業務とする法人で、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社等が指定を受けることが可能

赤字：今回改正内容